

【Q1】 予約採用の説明会は、いつ実施されますか？

【A1】 対面での説明会は行わず、WEB説明会を実施します。
詳細は3月下旬頃、大学ホームページに掲載予定です。

【Q2】 採用候補者決定通知はどこに提出すればよいですか？

【A2】 所属される学部により、提出場所および日時が異なります。
詳細は3月下旬頃、大学ホームページに掲載予定です。

【Q3】 採用候補者決定通知を紛失してしまいました。再発行できますか？

【A3】 スカラネットにアクセスし、採用候補者決定通知（簡易版）を印刷してください。
詳細は日本学生支援機構から交付された「給付奨学生採用候補者のしおり」または
「貸与奨学生採用候補者のしおり」の6ページに記載があります。

【Q4】 予約採用で採用候補者となりましたが、奨学金が不要となりました。辞退できますか？

【A4】 現時点では採用が確定していないため、手続きを行わなければ辞退したものとして取り扱われます。

【Q5】 予約採用で申請した内容を変更できますか？

【A5】 採用候補となった奨学金について、進学届の提出（入力）時に内容の変更が可能です。一方、予約採用で未申請、もしくは不採用となった奨学金については、進学届での追加はできません。定期採用で改めて申請してください。

【Q6】 貸与型奨学金の保証制度を変更することはできますか？

【A6】 進学届の提出（入力）時に、保証制度の変更が可能です。但し、進学届の提出後は変更できませんので、十分に検討してから選択してください。

【Q7】 貸与型奨学金を人的保証で申請しましたが、保証人を依頼していた人から断られてしまいました。他に条件を満たす者がいない場合、人的保証を選択することはできませんか？

【A7】 保証人の条件に当てはまらない人物でも、選任できる場合があります。

（例）65歳以上の祖父または祖母等

但し、本来の条件に当てはまらない人物を選任する場合は、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資産・資力を証明する書類を、採用手続き時に提出する必要があります。

【Q8】入学時特別増額貸与奨学金を利用したいのですが、日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の手続きが「必要」な対象者となっています。どのように手続きすればよいですか？

【A8】まず、日本政策金融公庫の『国の教育ローン』に申請してください。手続きは大学ではなく、保護者の方から日本政策金融公庫へ直接ご相談ください。

『国の教育ローン』の審査の結果、融資を断られた場合に限り、入学時特別増額貸与奨学金の申請が可能です。

融資を断られたことを証明する書類2点（『入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書』および融資できない旨を記載した日本政策金融公庫の通知文のコピー）を提出してください。

もし『国の教育ローン』の融資を受けることができた場合は、入学時特別増額貸与奨学金は申請できませんので、必ず辞退してください。

【Q9】入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者ですが、必要がなくなったので辞退したいです。

【A9】進学届の提出（入力）時に、「希望しません（辞退します）」を選択してください。

但し、労働金庫の『入学時必要資金融資（つなぎ融資）』を受けている方は、進学後に入学時特別増額貸与奨学金を受け、それを『入学時必要資金融資』の返済に充てることが融資を受ける条件となっているため、絶対に辞退しないでください。